

申請ガイド ～はじめにお読みください～

給付金の対象になるかどうか確認します。

給付金は受給資格者及び扶養義務者（同居している 18 歳以上の直系血族及び兄弟姉妹）の収入が令和 2 年 2 月以降の任意の 1 か月の収入を 12 倍した金額が児童扶養手当の限度額内であることが要件となりますので、以下ステップごとに確認ください

ステップ 1（受給資格者・扶養義務者について）

受給資格者	チェック欄	扶養義務者 (同居している 18 歳以上の直系血族 及び兄弟姉妹)	チェック欄
①新型コロナウイルスの影響で収入が減少しましたか		②扶養義務者はいますか	
		③新型コロナウイルスの影響で収入が減少しましたか	

- ①②または①②③にチェックが入った方 (A)・・・ステップ 2 へ
- ②③にチェックが入った方 (B)・・・ステップ 2 へ
- ①のみチェックが入った方 (C)・・・ステップ 2 へ
- ②のみチェックが入った方 ……給付金の対象外です
- いずれもチェックが入らなかった方 ……給付金の対象外です

ステップ 2（受給資格者本人の収入要件確認）

受給資格者本人の収入が児童扶養手当の限度額内かどうかを確認します。

「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）【家計急変者】」と「記入上の注意①」をご用意のうえ、【要件 2】に該当するか確認ください。

★【要件 2】に該当しましたか

- YES：
 - 扶養義務者なし（上記(C)に該当する方）→給付金の対象となります。
 - 扶養義務者あり（上記(A)または(B)に該当する方）→ステップ 4 へ
- NO：ステップ 3 へ

ステップ 3（受給資格者本人の所得要件確認）

収入ではなく所得で計算したときに限度額内にはいるかどうか確認します。

「簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】」と「記入上の注意②」をご用意のうえ、【所得要件】に該当するか確認ください。

★【所得要件】に該当しましたか

- YES：
 - 扶養義務者なし（上記(C)に該当する方）→給付金の対象となります。
 - 扶養義務者あり（上記(A)または(B)に該当する方）→ステップ4へ
- NO：給付金の対象外です

ステップ4（扶養義務者の収入要件確認）

扶養義務者（同居している18歳以上の直系血族及び兄弟姉妹）も限度額内かどうか確認します。

「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】」をご用意いただき、ステップ2と同様に【要件】に該当するか確認ください。

※扶養義務者は受給者と収入限度額が異なります

★【要件】に該当しましたか

- YES：給付金の対象となります。
- NO：ステップ5へ

ステップ5（扶養義務者の所得要件確認）

収入ではなく所得で計算したときに限度額内にはいるかどうか確認します。

「簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】」と「記入上の注意②」をご用意のうえ、【所得要件】に該当するか確認ください。

★【所得要件】に該当しましたか

- YES：給付金の対象となります。
- NO：給付金の対象外となります。

給付金の対象となる方へ

書類を提出する前に、

表紙「**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）**」の支給についてのお知らせの「3. 申請に必要な書類」①～④，（児童扶養手当の申請をしていない方は）⑤～⑦が揃っているか確認ください。

申請の状況により追加で書類を求めることがございます。その際にご対応よろしくお願ひします。